

卸売業者の許可等に関する要綱

卸売業務の許可並びに卸売業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割等については、大阪市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第11条から第18条までの規定並びに同施行規則（以下「規則」という。）第5条から第13条までの規定及び同南港市場施行規則（以下「南港規則」という。）第4条から第12条までの規定に基づくほか、その細目については、次のとおりとする。

（卸売業務許可申請書）

第1条 規則第5条第1項（南港規則にあつては第4条第1項）の卸売業務許可申請書の標準様式を示すと、別記様式第1のとおりである。

（卸売の業務の許可申請等）

第2条 規則第5条第2項第11号（南港規則にあつては第4条第2項第11号）の卸売業務許可申請書に係るその他市長が必要と認める書類は、法人税及び法人市町村民税の納税証明書とする。

2 前項に定めるもののほか、申請者の知識、経験又は資力信用を確認するために必要があるときは、添付書類を追加することがある。

3 規則第11条第4項、第5項及び第6項で準用する第5条第2項第11号（南港規則にあつては第10条第4項、第5項及び第6項で準用する第4条第2項第11号）の事業の譲渡等の認可申請書に係るその他市長が必要と認める書類は、公正取引委員会に届出を要する場合にあつての届出受理書の写しとする。

（誓約書）

第3条 規則第5条第2項第8号（南港規則にあつては第4条第2項第8号）の

申請者が条例第11条第4項第2号から第4号まで及び第8号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面の標準様式を示すと、別記様式第2のとおりである。

(純資産額調書)

第4条 規則第5条第2項第10号(南港規則にあつては第4条第2項第10号)の純資産額調書の標準様式を示すと、別記様式第3のとおりである。

(純資産額の計算に用いる勘定科目)

第5条 規則第5条第2項第10号ア及びイ(南港規則にあつては第4条第2項第10号ア及びイ)の市長が指定する各勘定科目は、次のとおりとする。

1 資産

- (1) 現金
- (2) 預金(支払期日が1年以内に到来しない定期預金を除く。)
- (3) 売掛金
- (4) 受取手形
- (5) 有価証券(親会社株式、投資有価証券及び子会社株式を除く。)
- (6) 親会社株式
- (7) 商品
- (8) 貯蔵品
- (9) 前渡金(荷主前渡金を除く。)
- (10) 荷主前渡金
- (11) 前払費用(1年以内に償却され費用となるものに限る。)
- (12) 未収収益
- (13) 立替金

- (14) 短期貸付金
- (15) 未収金
- (16) 仮払金
- (17) (1)から(16)までに掲げるもの以外の流動資産
- (18) 建物
- (19) 構築物
- (20) 機械及び装置
- (21) 船舶及び車両その他の陸上運搬具
- (22) 工具、器具及び備品
- (23) 土地
- (24) 建設仮勘定
- (25) (18)から(24)までに掲げるもの以外の有形固定資産
- (26) のれん
- (27) 借地権（地上権を含む。）
- (28) 電話加入権
- (29) 施設負担金
- (30) (26)から(29)までに掲げるもの以外の無形固定資産
- (31) 投資有価証券（子会社株式除く。）
- (32) 子会社株式
- (33) 出資金（子会社出資金を除く。）
- (34) 子会社出資金
- (35) 長期貸付金
- (36) 開設者預託保証金
- (37) 定期預金（支払期日が1年以内に到来しないものに限る。）
- (38) 長期前払費用（(11)に掲げるものを除く。）

- (39) 事業者保険料
- (40) (31)から(39)までに掲げるもの以外の投資等
- (41) 創立費
- (42) 開業費
- (43) 試験研究費
- (44) 開発費
- (45) 新株発行費
- (46) (41)から(45)までに掲げるもの以外の繰延資金

2 負債

- (1) 受託販売未払金
- (2) 買掛金
- (3) 支払手形
- (4) 短期借入金
- (5) 未払金（未払税金を除く。）
- (6) 未払税金
- (7) 未払費用
- (8) 前受金
- (9) 預り金（預り保証金を除く。）
- (10) 前受収益
- (11) 仮受金
- (12) 賞与引当金
- (13) (1)から(12)までに掲げるもの以外の流動負債
- (14) 長期借入金
- (15) 預り保証金
- (16) 退職給付引当金

(17) (14)から(16)までに掲げるもの以外の固定負債

(18) 引当金 ((12)、(13)、(16)及び(17)に掲げるものを除く。)

(資産及び負債の額の計算方法)

第6条 規則第5条第2項第10号ア及びイ（南港規則にあつては第4条第2項第10号ア及びイ）並びに規則第9条（南港規則にあつては第8条）に規定する純資産額調書に係る資産及び負債の額は、原則として計算日における時価によって評価した額により計算するものとする。

(純資産基準額の合算)

第7条 条例第12条第2項に規定する取扱品目の部類が2以上ある場合には、本市以外の者が開設する中央卸売市場において、卸売の業務の許可その他これに類する行為に基づき卸売の業務を行っている場合を含む。

(新規申請等における純資産基準額の算定方法)

第8条 卸売業務の許可（本市以外の者が開設する中央卸売市場における許可その他これに類する行為を含む。）を受けて1年を経過しない者に係る規則別表第2（南港規則にあつては別表）の適用については、同表中「卸売金額」とあるのは、「規則第5条第2項第6号（南港規則にあつては第4条第2項第6号）の事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以降1年間の卸売の予定金額」とする。

(合計残高試算表)

第9条 合計残高試算表の作成についての規則第10条（南港規則にあつては第9条）に規定する市長が指定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 貸借対照表 3月前との残高の比較及び各科目の構成比
 - (2) 損益計算書 3月前（4月末から6月末までの間に作成する場合にあっては前年同時期）との累計の比較及び各科目の構成比
- 2 前項に定めるもののほか、卸売業者の財産の状況を確認するために必要があるときは、記載すべき事項を追加することがある。
 - 3 規則第10条（南港規則にあっては第9条）の合計残高試算表の標準様式を示すと、別記様式第4のとおりである。

（譲渡及び譲受け認可申請書）

第10条 規則第11条第1項（南港規則にあっては第10条第1項）の譲渡及び譲受け認可申請書の標準様式を示すと、別記様式第5のとおりである。

（合併認可申請書）

第11条 規則第11条第2項（南港規則にあっては第10条第2項）の合併認可申請書の標準様式を示すと、別記様式第6のとおりである。

（分割認可申請書）

第12条 規則第11条第3項（南港規則にあっては第10条第3項）の分割認可申請書の標準様式を示すと、別記様式第7のとおりである。

（業務を廃止する場合の届出）

第13条 条例第15条第1項第2号の許可を受けた業務を廃止しようとする場合の届出に係る添付書類は、当該業務を廃止しようとする法人の意思決定を証する書類の写し又はこれに代わる書類とする。

(名称変更等の届出)

第14条 条例第15条第1項第3号及び第4号の届出の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 役員の変更

ア 登記事項証明書

イ 新規の役員に当たる場合にあつては、条例第11条第4項第4号に該当しない旨の誓約書、履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書類

(2) 前号以外の変更 登記事項証明書等当該事項の変更が確認できるもの

2 前項第1号イの誓約書の標準様式を示すと、別記様式第8のとおりである。

(事業報告書の添付書類)

第15条 条例第18条第1項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業の概要、総会の決議事項及び取締役会等の決議事項等

(2) 本市市場での貸借対照表及び損益計算書（水産物部にあつては、本場及び東部市場でのそれぞれのもの）

(3) 貸借対照表及び損益計算書の内訳

2 前項第1号の書類の標準様式を示すと、別記様式第9のとおりである。

3 第1項第2号の書類は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号に準じて作成するものとする。

4 第1項第3号の書類は、次のとおりとする。

(1) 株主資本等変動計算書

(2) 預金明細表

(3) 売掛金明細表

(4) 在庫商品明細表

- (5) 短期貸付金及び長期貸付金明細表
 - (6) 有価証券及び投資有価証券明細表
 - (7) 子会社株式及び親会社株式明細表
 - (8) 出資金及び子会社出資金明細表
 - (9) 短期借入金及び長期借入金明細表
 - (10) 保証債務額明細表
 - (11) 減価償却費明細表
 - (12) 支配関係を持っている法人に対する債権等明細表
- 5 前項各号の書類の標準様式を示すと、別記様式第10のとおりである。
- 6 事業報告書及びその添付書類中の貸借対照表に記載する各勘定科目の金額は、第6条に定めるところにより計算するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別記様式第1 (A4)

卸売業務許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務
所の所在地

名称及び
代表者の氏名

大阪市中心卸売市場業務条例第11条第1項の規定により、卸売業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

資本金又は 出資の額	円		
役員 の 氏 名			
卸売業務を行う 市場及び取扱品目 の部類	大阪市中心卸売市場 場 部		
取 扱 品 目			

別記様式第2 (A4)

誓 約 書

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務
所の所在地

名 称 及 び
代表者の氏名

私は、このたび大阪市中央卸売市場 場 部の卸売業務の

{ 許 可
譲渡及び譲受け
合 併
分 割 }

を申請しましたが、大阪市中央卸売市場業務条例

第 11 条第 4 項第 2 号から第 4 号まで及び第 8 号に該当しないことを誓約します。

別記様式第3(A4)

純資産額調書(年 月 日現在)

大阪市長 様

年 月 日提出

大阪中央卸売市場 場 部

名称並びに代表者の役職及び氏名

業務条例第11条第1項及び〔同施行規則第5条第2項第10号〕
〔同南港市場施行規則第4条第2項第10号〕の規定に
より 年 月 日現在の純資産額調書を提出する。

科 目	帳簿価額	評 価 額	備 考
	千円	千円	
A 資 産 合 計			
I 流 動 資 産			
(1) 現 金			
(2) 預 金			
(3) 売 掛 金			
(4) 受 取 手 形			
(5) 有 価 証 券			
(6) 親 会 社 株 式			
(7) 商 品			
(8) 貯 蔵 品			
(9) 前 渡 金			
(10) 荷 主 前 渡 金			
(11) 前 払 費 用			
(12) 未 収 収 益			
(13) 立 替 金			
(14) 短 期 貸 付 金			
(15) 未 収 金			
(16) 仮 払 金			
(17) 繰 延 税 金 資 産			
()			
() 貸 倒 引 当 金			
II 固 定 資 産			
1 有 形 固 定 資 産			
(1) 建 物			
(2) 構 築 物			
(3) 機 械 及 び 装 置			
(4) 船 舶 及 び 車 両 其 他 の 陸 上 運 搬 具			
(5) 工 具 、 器 具 及 び 備 品			

(6) 土	地		
(7) 建設仮勘定			
()			
2 無形固定資産			
(1) のれん			
(2) 借地権			
(3) 電話加入権			
(4) 施設負担金			
()			
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券			
(2) 子会社株式			
(3) 出資金			
(4) 子会社出資金			
(5) 長期貸付金			
(6) 開設者預託保証金			
(7) 定期預金			
(8) 長期前払費用			
(9) 事業者保険料			
(10) 繰延税金資産			
()			
() 貸倒引当金			
III 繰延資産			
(1) 創立費			
(2) 開業費			
(3) 試験研究費			
(4) 開発費			
(5) 新株発行費			
()			
B 負債合計			
I 流動負債			
(1) 受託販売未払金			
(2) 支払手形 (受託)			
(3) 荷主預り金			
(小計)			
(4) 買掛金 (買付け)			
(5) 支払手形 (買付け)			
(6) 預り金 (買付け)			
(小計)			
(7) 買掛金 (その他)			
(8) 支払手形 (その他)			
(9) 短期借入金			

(10) 未 払 金			
(11) 未 払 法 人 税 等			
(12) 未 払 消 費 税 等			
(13) 未 払 費 用 金			
(14) 前 受 金			
(15) 預 り 金 (そ の 他)			
(16) 前 受 収 益 金			
(17) 仮 受 金			
(18) 繰 延 税 金 負 債 金			
(19) 賞 与 引 当 金			
()			
II 固 定 負 債			
(1) 長 期 借 入 金			
(2) 預 り 保 証 金			
(3) 繰 延 税 金 負 債			
(4) 退 職 給 付 引 当 金			
()			
純 資 産 額 (A - B)			
注記 1			
純 資 産			
I 株 主 資 本			
1 資 本 金			
2 新 株 式 申 込 証 拠 金			
3 資 本 剰 余 金			
(1) 資 本 準 備 金			
(2) そ の 他 資 本 剰 余 金			
4 利 益 剰 余 金			
(1) 利 益 準 備 金			
(2) そ の 他 利 益 剰 余 金			
① ○ ○ 積 立 金			
②			
③ 繰 越 利 益 剰 余 金 (繰 越 損 失 金)			
5 自 己 株 式			
6 自 己 株 式 申 込 証 拠 金			
II 評 価 ・ 換 算 差 額 等			
1 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			
2 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益			
3 土 地 再 評 価 差 額 金			
4			

Ⅲ 新 株 予 約 権

注記 2

1 受 取 手 形 割 引 高 千円

2 受 取 手 形 譲 渡 高 千円

3 保 証 債 務 額 千円

4 支配関係を持っている法人に対する債権等明細書

会 社 名	短 期 債 権						長 期 債 権				受 取 手 形 割 引 高	受 取 手 形 裏 書 譲 渡 高	保 証 債 務 額	備 考
	売 掛 金	受 取 手 形	前 渡 金	短 期 貸 付 金	そ の 他	小 計	長 期 貸 付 金	長 期 差 入 保 証 金	そ の 他	小 計				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合計														

別記様式第4（A4）

合計残高試算表（ 年 月 日現在）

大阪市長 様

年 月 日提出

大阪中央卸売市場 場 部

名称並びに代表者の役職及び氏名

業務条例第13条第2項及び〔同施行規則第10条〕
〔同南港市場施行規則第9条〕の規定により 年
月 日現在の合計残高試算表を提出する。

1 合 計 貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	前〇〇残高	借方	貸方	当〇〇残高	構成比	科 目	前〇〇残高	借方	貸方	当〇〇残高	構成比
(資 産 の 部)						(負 債 の 部)					
I 流 動 資 産						IV 流 動 負 債					
(1) 現 金						(1) 受託販売未払金					
(2) 預 金						(2) 支払手形(受託)					
(3) 売 掛 金						(3) 荷主預り金					
(4) 受 取 手 形						(小 計)					
(5) 有 価 証 券						(4) 買掛金(買付け)					
(6) 親 会 社 株 式						(5) 支払手形(買付け)					
(7) 商 品						(6) 預り金(買付け)					
(8) 貯 蔵 品						(小 計)					
(9) 前 渡 金						(7) 買掛金(その他)					
(10) 荷 主 前 渡 金						(8) 支払手形(その他)					
(11) 前 払 費 用						(9) 短期借入金					
(12) 未 収 収 益						(10) 未 払 金					
(13) 立 替 金						(11) 未払法人税等					
(14) 短期貸付金						(12) 未払消費税等					
(15) 未 収 金						(13) 未 払 費 用					
(16) 仮 払 金						(14) 前 受 金					
(17) 繰延税金資産						(15) 預り金(その他)					
()						(16) 前 受 収 益					
() 貸倒引当金						(17) 仮 受 金					
II 固 定 資 産						(18) 繰延税金負債					
1 有 形 固 定 資 産						(19) 賞与引当金					
(1) 建 物						()					
(2) 構 築 物						V 固 定 負 債					
(3) 機 械 及 び 装 置						(1) 長期借入金					
(4) 船 舶 及 び 車 両 其 他 の 陸 上 運 搬 具						(2) 預り保証金					
						(3) 繰延税金負債					

(5) 工具、器具及び備品 (6) 土地 (7) 建設仮勘定 () …………… 2 無形固定資産 (1) のれん (2) 借地権 (3) 電話加入権 (4) 施設負担金 () …………… 3 投資その他の資産 (1) 投資有価証券 (2) 子会社株式 (3) 出資金 (4) 子会社出資金 (5) 長期貸付金 (6) 開設者預託保証金 (7) 定期預金 (8) 長期前払費用 (9) 事業者保険料 (10) 繰延税金資産 () …………… () 貸倒引当金 III 繰延資産 (1) 創立費 (2) 開業費 (3) 試験研究費 (4) 開発費 (5) 新株発行費 () ……………						(4) 退職給付引当金 () …………… 負債合計 (純資産の部) VI 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 ① ○○積立金 ② …………… ③ 繰越利益剰余金 (繰越損失金) 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金 VII 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 4 …………… VIII 新株予約権 純資産合計					
資 産 合 計						負債及び純資産合計					

2 合 計 損 益 計 算 書

(単位：千円、%)

科 目	前〇〇ま での累計	借 方	貸 方	当〇〇ま での累計	構 成 比
I 営 業 損 益					
1 卸 売 業 務					
(1) 受 託 手 数 料					
(受 託 品 取 扱 額)					
(2) 買 付 販 売 損 益					
1) 純 売 上 高					
商 品 総 売 上 高					
売 上 値 引 及 び 戻 り 高					
2) 売 上 原 価					
期 首 商 品 た な 卸 高					
商 品 純 仕 入 高					
総 仕 入 高					
仕 入 値 引 及 び 戻 し 高					
合 計					
期 末 商 品 た な 卸 高					
買 付 販 売 利 益 (損 失) 金 額					
販 売 利 益 (損 失) 金 額					
2 兼 業 業 務					
(1) 売 上 高					
.....					
.....					
(2) 売 上 原 価					
.....					
.....					
兼 業 業 務 利 益 (損 失) 金 額					
売 上 総 利 益 (損 失) 金 額					
3 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					
()					
.....					
()					
.....					
()					
.....					
営 業 利 益 (損 失) 金 額					
II 営 業 外 損 益					
1 営 業 外 収 益					
()					
.....					

()				
2 営業外費用				
()				
()				
経常利益（損失）金額				
Ⅲ 特別利益				
1 固定資産売却益				
()				
()				
2 前期損益修正益				
3 その他の特別利益				
()				
()				
Ⅳ 特別損失				
1 固定資産売却損				
()				
()				
2 減損損失				
()				
()				
3 災害による損失				
()				
()				
4 前期損益修正損				
5 その他の特別損失				
()				
()				
税引前当期純利益（損失）金額				
法人税等				
.....				
法人税等調整額				
当期純利益（損失）金額				

別記様式第5(A4)

譲渡及び譲受け認可申請書

年 月 日

大阪市長 様

譲渡人の
主たる事務所の
所在地

名称及び
代表者の氏名

譲受人の
主たる事務所の
所在地

名称及び
代表者の氏名

大阪市中央卸売市場業務条例第14条第1項の規定により、卸売業者の事業の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

譲り渡す事業に係る市場及び取扱品目の部類	大阪市中央卸売市場	場 部
譲渡及び譲受けの 予定年月日	年 月 日	
譲渡及び譲受けを 必要とする理由		

別記様式第6(A4)

合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務
所の所在地
名 称 及 び
代表者の氏名
主たる事務
所の所在地
名 称 及 び
代表者の氏名

大阪市中央卸売市場業務条例第14条第2項の規定により、卸売業者の事業の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び主たる事務所 の 所 在 地	
引き続き営もうとする卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類	大阪市中央卸売市場 場 部
合併の方法及び条件	
合併の予定年月日	年 月 日
合併を必要とする理由	

分割認可申請書

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

大阪市中央卸売市場業務条例第14条第2項の規定により、卸売業者の事業の分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

分割により卸売の業務を承継する法人の名称及び主たる事務所の所在地	
分割により承継させる卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類	大阪市中央卸売市場 場 部
分割の方法及び条件	
分割の予定年月日	年 月 日
分割を必要とする理由	

別記様式第8 (A4)

誓 約 書

年 月 日

大阪市長 様

主たる事務
所の所在地

名 称 及 び
代表者の氏名

私は、このたび の役員の変更を届け出ましたが、大阪市
中央卸売市場業務条例第 11 条第 4 項第 4 号に該当しないことを誓約します。

別記様式第9（A4）

事業の概要、総会の決議事項及び取締役会等の決議事項等について

1 事業の概要

（記載上の注意）

卸売業務（中央卸売市場における卸売業務をいう。以下同じ。）に係る売上高及び経営収支の概要を記載すること。なお、附帯業務（専ら卸売業務を補完するための業務をいう。以下同じ。）又は兼業業務（卸売業務及び附帯業務以外の業務をいう。）を営んでいるときは、その部門別の事業の概要とその事業が卸売業務に与える影響、他の法人に対する支配関係を持っているときは、その法人の事業の概要と当該卸売業者の業務に与えた影響、その他特記すべき事項について記載すること。

2 総会の決議事項

開催年月日	決議事項

（記載上の注意）

総会の通常・臨時の別、決議事項の概要等を記載し、決議事項のうち商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記すること。

3 取締役会等の決議事項等

開催年月日	決議事項等

（記載上の注意）

株式会社及び有限会社にあつては取締役会、これらの会社以外の団体にあつては業務執行者会議、理事会その他業務執行者の会議について出席人員、重要決議事項等を記載すること。なお、この場合において重要決議事項等とは、商法に規定された法定決議事項、重要運営方針の決定、内部規程の制定改廃、大口の債務の負担（借入金、預り金、債務の保証、債務の引受け等）、大口の債権の設定及び大口の投資等をいう。

(記載上の注意)

- 1 株式会社以外の卸売業者にあつては、上記様式に準じて作成すること。
- 2 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株式資本以外の科目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、直前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、直前年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

2 預金明細表

種 類	前 期 末 残 高	当 期 末 残 高	担 保 提 供 高
当 座 預 金 普 通 預 金 通 知 預 金 定 期 預 金 そ の 他 の 預 金	千円	千円	千円
合 計			

3 売掛金明細表

(1) 総括表

業務の種類	回収状況による区分	相手方の種類	当期発生高	当期末残高	備 考
卸売業務	契約どおり回収しているもの	仲卸業者 売買参加者 その他	千円	千円	
		小計			
	当期末回収の遅延しているもの	仲卸業者 売買参加者 その他			
		小計			
兼業業務					
合 計					

(2) 回収遅延売掛金明細表（卸売業務）

相手方の種類	相手方		当期発生高	当期末残高	
	住 所	氏名又は 名 称		発 生 年 月 日	金 額
仲卸業者			千円		千円
	小計				
売買参加者					
	小計				
その他					
	小計				
合計					

(記載上の注意)

契約期限より 30 日以上回収が遅延しており、かつ、その当期末残高が卸売業務に係る売掛金の当期末残高合計額の 1,000 分の 2 を超えるものを回収遅延売掛金として記載すること。

4 在庫商品明細表

業務の種類	商 品 名	数 量	金 額	仕入年月日	備 考
卸売業務		キログラム	千円		
	小 計				
兼業業務					
合 計					

(記載上の注意)

- 1 商品名の欄には、当期末在庫高が当期末総在庫高に占める割合が 100 分の 1 以上の商品について、その商品ごとに記載し、その他の在庫商品についてはその他として記載すること。
- 2 仕入年月日の欄には、商品ごとに最初に仕入れた年月日及び最後に仕入れた年月日を記載すること。

5 短期貸付金及び長期貸付金明細表

業務の種類	科目	貸付先		貸付条件				当期末残高
		氏名又は名称	貸付先との関係	用途	利率	期間	担保	
卸売業務	短期貸付金				%			千円
	小計							
	長期貸付金							
	小計							
	計							
兼業業務	短期貸付金							
	小計							
	長期貸付金							
	小計							
	計							
合計								

(記載上の注意)

貸付先との関係の欄には、卸売業者の役員、従業員、販売先、仕入先、親会社及び支配関係を持っている法人等と記載すること。なお、この場合従業員に対する貸付金については、一括して記載すること。

6 有価証券及び投資有価証券明細表

証券の区分	種類	銘柄	持株数又は出資口数	当期末残高	発行者の事業の種類	備考
有価証券				千円		
	合計					
投資有価証券						
	合計					

(記載上の注意)

1 種類の欄には、株式、国債、地方債、社債等を区分して記載すること。

2 備考の欄には、発行者に対して支配関係を持っている場合には、その旨を記載すること。

7 子会社株式及び親会社株式明細表

種類	銘柄	持株数	当期末 残高	子会社又は 親会社の 事業の種類	子会社又は 親会社の株式総数 及び資本金額	子会社又は親会社の 直前の事業年度末の 純資産勘定総額
子 会 社 株 式			千円			千円
	合計					
親 会 社 株 式						
	合計					

8 出資金及び子会社出資金明細表

科目	銘柄	出資口数	当期末 残高	出資先 の事業 の種類	出資先 との 関係	出資先の 総出資口数及び 総出資価額	出資先の直前の 事業年度末の 純資産勘定総額
出 資 金			千円				千円
	合計						
子 会 社 出 資 金							
	合計						

(記載上の注意)

出資先との関係の欄には、出資先に対して支配関係を持っている場合には、その旨を記載すること。

9 短期借入金及び長期借入金明細表

科目	借入先	種類	借入条件			使 途	当期末 残 高	借入先と の関係
			利率	期間	担保			
短期 借 入 金			%				千円	
	合 計	/	/	/	/	/	/	/
長期 借 入 金								
	合 計	/	/	/	/	/	/	/

(記載上の注意)

種類の欄には、証書借入、手形借入、当座借越等の区分を記載すること。

10 保証債務額明細表

主たる債務者		債権者の 氏名又は 名称	保証債務 の種類	保証金額	保証される 債務の種類	保証期間
氏名又は 名称	主たる債務 者との関係					
				千円		
合 計	/	/	/	/	/	/

(記載上の注意)

- 1 保証債務の種類欄には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等と記載すること。

- 2 保証される債務の種類欄には、買掛債務、手形債務、借入債務等と記載すること。

11 減価償却費明細表

業務の種類	科目	資産の取得原価	当期償却額	償却額累計	資産の期末残高	償却方法	償却範囲額に対する過不足額		備考
							当期分	累計	
卸売業務		千円	千円	千円	千円		千円	千円	
	小計								
兼業業務									
	小計								
合計									

(記載上の注意)

- 1 兼業業務の項には、各業務ごとに区分して記載すること。
- 2 売上原価に含めた減価償却費についても、この表に記載し、その旨及び金額を備考の欄に記載すること。

12 支配関係を持っている法人に対する債権等明細表

会社名	短期債権						長期債権				受取手形割引高	受取手形裏書譲渡高	保証債務額	備考	
	売掛金	受取手形	前渡金	短期貸付金	その他	小計	長期貸付金	長期差入保証金	その他	小計					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合計															

(記載上の注意)

- 1 短期債権のその他の欄には、未収収益、立替金、未収金、仮払金その他の短期金銭債権（株式を除く。）の合計額を、長期債権のその他の欄には、投資有価証券（株式を除く。）の額を記載すること。
- 2 貸付金については、貸付の条件（返済期限、利率及び担保物権の種類）を備考の欄に記載すること。